② 建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③ 建設業法の土木工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶ 出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、30%以上の出資比率であるものとする。

⑷ 代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸ 特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」)昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書㈱」によるものとする。

7　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

６⑴①の認定（６⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も４及び５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、６⑴①の認定を受けていない構成員が６⑴①の認定を受けることが必要である。

なお、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。また、この場合において、６⑴①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに６⑴①の認定を受けていないとき又は６⑴①の一般競争参加資格がないとの認定（６⑴①の局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けたときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

8　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

9　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴ 特定建設工事共同企業体の名称は、「横浜湘南道路藤沢立坑工事△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

⑵ 当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

平成 25 年９月 20 日

契約担当役

独立行政法人労働者健康福祉機構

九州労災病院長　糸満　盛憲

◎調達機関番号　590　◎所在地番号　40

○第 67 号

1　調達内容

⑴ 品目分類番号　71、27

⑵ 導入計画物品及び数量　病院情報システム一式及び５年間のシステム保守業務委託

⑶ 調達方法　借入

⑷ 導入予定時期　平成26年度第３・四半期以降

⑸ 調達に必要とされる基本的な要求要件

① 本システムは独立行政法人労働者健康福祉機構九州労災病院における診療業務及び経営管理業務を総合的に支援するためのもので、電子カルテ・オーダリングシステム（カルテ入力、カルテ書式設定編集、カルテ履歴参照、検査結果参照、診療予約、検査予約、処方指示、注射指示、服薬指導指示、処置指示、検査指示、放射線指示、リハビリ指示、食事指示、栄養指導指示、入退院指示、病棟移動指示、看護指示、クリティカルパス指示、病名入力等）、部門システム（医事会計｛債権管理、診断書作成管理、地域医療連携支援、物品管理、原価管理｝、調剤支援｛処方、調剤機器接続、薬剤情報、注射情報、薬剤管理指導｝、検査支援｛生化学・血液・一般検査・血清・外注等検査、採血準備、採血受付、細菌検査、輸血検査、病理検査、生理検査｝、看護支援｛病床管理、看護診断、看護支援、リスク管理等｝、リハビリ、栄養業務支援｛栄養アセスメント、栄養管理、ＮＳＴ等｝、放射線支援｛画像参照・配信、レポート作成・配信等｝）、患者受付システム、患者診察待ち時間表示システム、医事会計待ち時間表示システムの業務全般にわたり統合的に管理、参照が行えるシステムであること。

② 本システムは、患者基本情報、診療情報、画像情報など円滑に交換でき、そのために必要な国際的な標準規格に準拠した通信規格、データ形式を提供出来ること。

③ 本システムは、業務用データベースとは独立した、患者の臨床データ、情報を国際的な標準規格に準拠したデータ形式により長期的に蓄積管理できる機能を有すること。

④ 本システムは、要求機能を達成するために十分なデータ処理機器、端末、ネットワークを保有すること。

⑤ 本システムは、各部門で使用している医療機器及びシステムに対するインターフェイスを有すること。

⑥ 本システムのうち、病院業務に不可欠なシステムは、24時間、無人であっても自動稼働し、安全で容易に運用できること。また、システム障害対策が十分になされていること。

⑦ 利用者層に応じたデータのアクセス権が設定できること。また、プライバシーの保護及びセキュリティ対策が十分なされていること。

⑧ 本システムは、病院経営、診療業務を高度に支援するため、最新の技術に基づくこと。また、操作性及び応答時間は、十分実業務に対応できること。さらに各種データの二次利用が可能であること。

⑨ 本システム保守は、安定稼働のため24時間の監視と素早い障害対応が可能であること。

2　資料及びコメントの提供方法　上記１⑵の物品に関する一般的な参考資料及び同⑸の要求要件等に関するコメント並びに提供可能なライブラリーに関する資料等の提供を招請する。

⑴ 資料等の提供期限　平成25年10月21日15時（郵送の場合は、前日迄に必着のこと。）

⑵ 提出先　〒800―0296 福岡県北九州市小倉南区曽根北町１番１号　九州労災病院会計課契約係　岡　　由佳　電話093―471―1121

3　説明書の交付　本公表に基づき応募する供給者に対して導入説明書を交付する。

⑴ 交付期間　平成25年９月20日から平成25年10月21日まで。

⑵ 交付場所　上記２⑵に同じ

4　その他　この導入計画の詳細は導入説明書による。なお、本公表内容は予定であり、変更することがあり得る。

5　Summary

⑴ Classification of the services to be procured : 71, 27

⑵ Nature and quantity of the services to be required : Hospital information System 1 set and system maintenance commission for 5 years.

⑶ Type of the procurement : Lease

⑷ Basic requirements of the procurement :

① This system should generally support the medical care services and business management at Japan Labour Health and Welfare Organization Kyushu Rosai Hospital. This should be the system which cancontrol and refer to all aspects in following works. Electric medical record system and ordering system. (medical record input, medical record format compile,medical record history reference, test result reference, medical examination and care reservation, examination reservation, prescription instructions, injection instructions, medication teaching instructions, treatment instructions, examination instructions, radiation instructions, rehabilitation instructions, diet instructions, nutrition teaching instructions, hospitalization and discharge instructions, ward movement instructions,